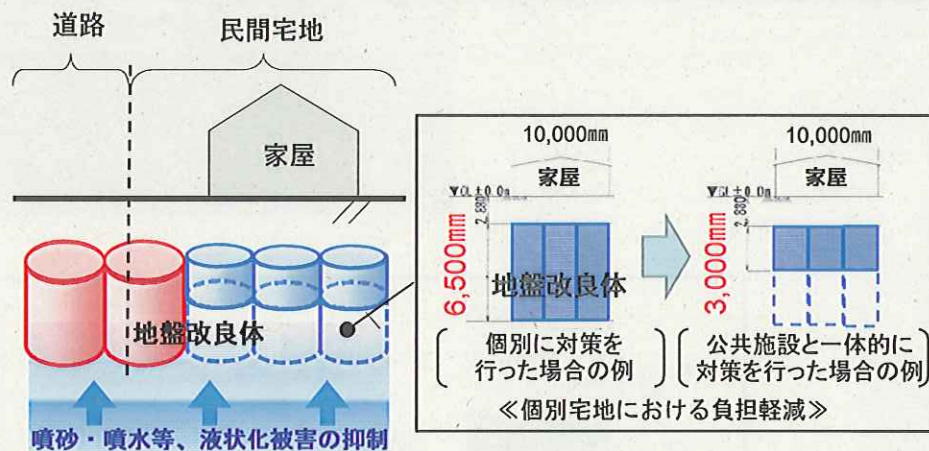


背景

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を被った地域において、被災者個人に対する被災者生活再建支援制度や住宅金融支援機構による融資(災害復興宅地融資等)に加え、再度災害の発生を抑制するため、新たな支援策が求められているところ。

- 東日本大震災による地盤の液状化による宅地被害は、26,914件(H23.9.27現在)
- 再度災害の抑制のためには、復旧のみならず地盤改良が必要
- その際、周辺宅地との一体的な対策が効率的かつ効果的



基本的考え方

- **公共施設の液状化対策費は公費**で負担し、**民間家屋の液状化対策費は所有者**が負担。ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担。

＜宅地部分の負担軽減＞

- 道路部分を街区単位で格子状に地盤改良を施すことで、宅地への地震動の影響を緩和し、宅地内で必要な液状化対策工事を簡素化
- 公共一括発注によりスケールメリットが発生し負担を軽減

事業内容

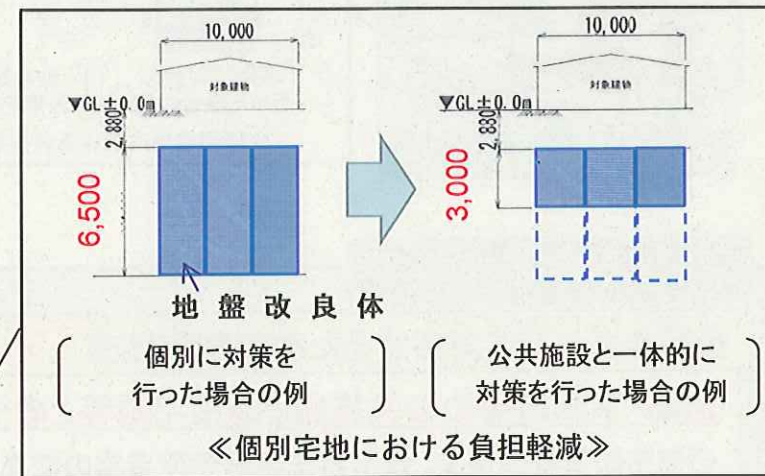
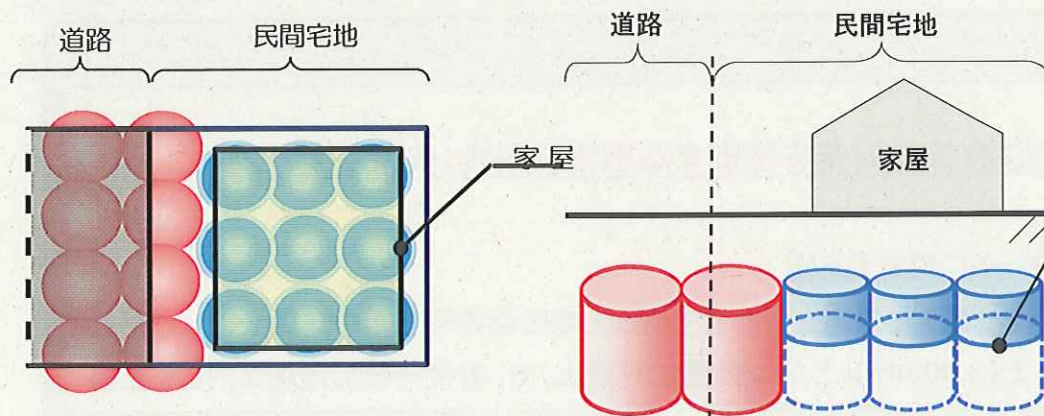
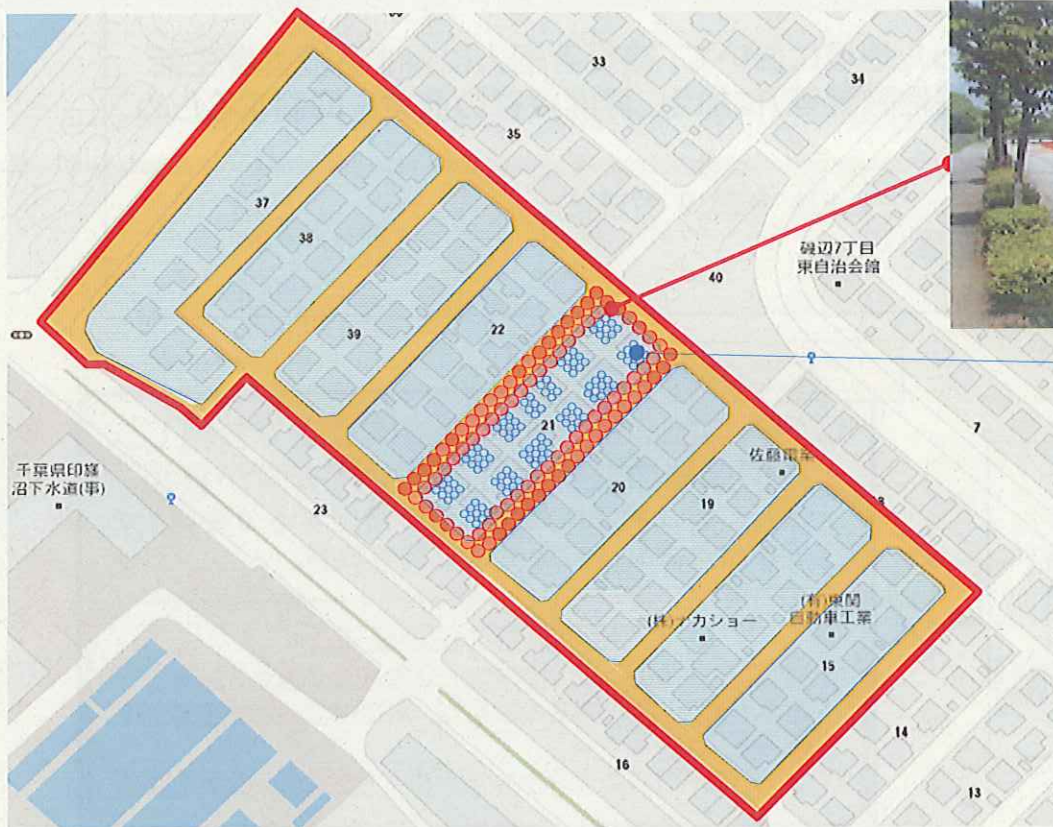
多様なニーズに対応するための制度拡充

道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業を創設(交付率1/2)

○都市防災推進事業、都市再生区画整理事業の拡充

- イ) 液状化対策に必要な調査、事業計画案作成、コーディネートに対する支援
- ロ) 敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域では、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業を支援
- ハ) 土地区画整理事業を活用しない場合にも、一定規模以上(3,000㎡以上かつ家屋10戸以上)で、官民一体の取組に対して支援

公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策



道路等の公共施設の液状化対策を市街地に格子状に施すことで、液状化対策効果が上昇すれば、個々の宅地における負担は軽減。

※ 面的な液状化対策の工法・コスト削減方策等について調査検討中

<経費の節減>

(1) 公共施設の液状化対策による反射的效果

公共施設の液状化対策により、その反射的效果※として個々の宅地の液状化対策に要する経費の縮減が可能となり、費用負担が軽減

(2) 街区単位での一括発注によるスケールメリット

個別に工事業者と契約をする場合に比べて、街区単位で発注することでスケールメリットが発生し、個々の経費負担が軽減。

(3) 公共部門による共通仮設費等の負担

公共工事との共同発注を行うことで、重機や共通仮設費等の負担が軽減

※公共施設の液状化対策による個々の宅地への反射的效果

例えば、道路等の公共施設の液状化対策を市街地に格子状に施すことで、宅地の地盤拘束効果が生じ、宅地部分における液状化対策効果が増加することで、個々の宅地における必要地盤改良厚を低減し、個人負担が軽減。

<契約の簡素化、工事の品質確保等>

(1) 官民共同発注による個人契約の簡素化

公共部門との共同発注により、業者の選定や価格競争、契約手続きといった、不慣れでかつ多額の工事契約の手続きに係る個人負担や不安を軽減。

(2) 専門的観点からの技術的な検証

公共部門との共同発注により、有識者、実務者を含めた専門的観点から工法や効果について、中立的な検討が可能となり、再度災害に対する安全性の確保に係る不安を軽減。

(3) 公共基準に基づく施工管理による品質の確保

工事契約発注後における工事監理に公共部門が関与することで、手抜き工事等に対する不安を軽減。また、工事施工に伴う騒音や振動の発生に対しても、個々人での対応から街全体の取組として公共部門の対応が可能。

(4) 地籍整備等による資産価値の回復

市街地における面的な対策と合わせて液状化により混乱した基準点の整序、官民境界の画定、土地の取引の再開が可能となり、資産価値の回復に寄与する。

都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、土地区画整理事業で行う道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

- 敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域において、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業に対する支援（被災市街地復興土地区画整理事業の国費算定対象及び交付対象経費に液状化対策事業計画に基づき実施される事業に要する経費として液状化対策推進工事費を追加）

補助要件

- ①液状化対策事業計画の区域内で行うもの※
- ②被災市街地復興土地区画整理事業の要件に合致するもの
- ③公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの※

※「都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)」の項参照

交付団体

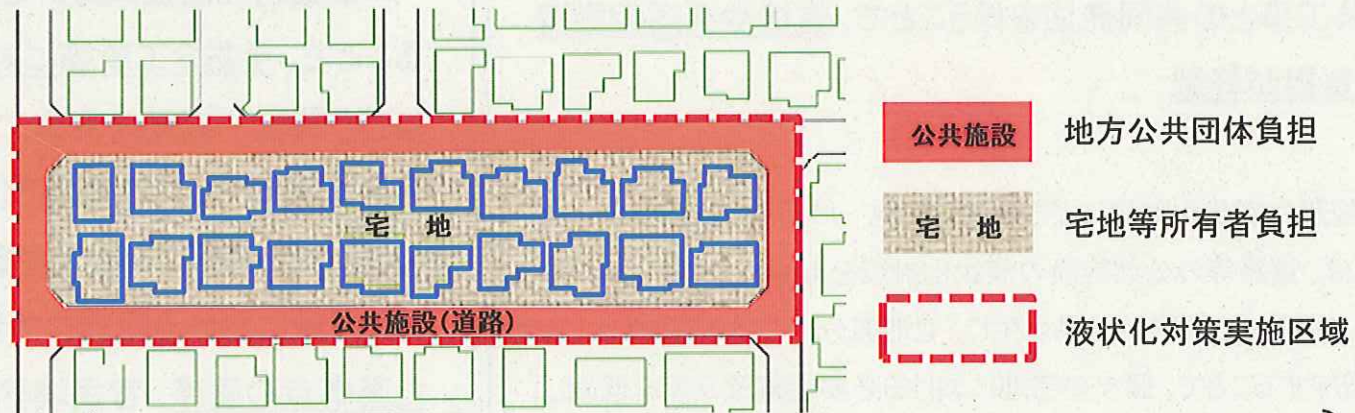
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県、市町村
又は土地区画整理組合等

補助率

国：1/2，地方公共団体：1/2



公共施設と宅地との一体的な液状化対策の費用負担イメージ
ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担

都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

- ①液状化対策事業計画※の案の作成(付随する調査含む)及びコーディネートに要する費用に対する支援
- ②液状化対策事業計画に基づき実施される以下の補助要件を満たす事業(設計費・工事費)及び付随する調査に要する費用に対する支援

補助要件

- ①液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
- ②液状化対策事業計画の区域の面積が3,000㎡以上でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
- ④公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聴くものとする。

交付団体

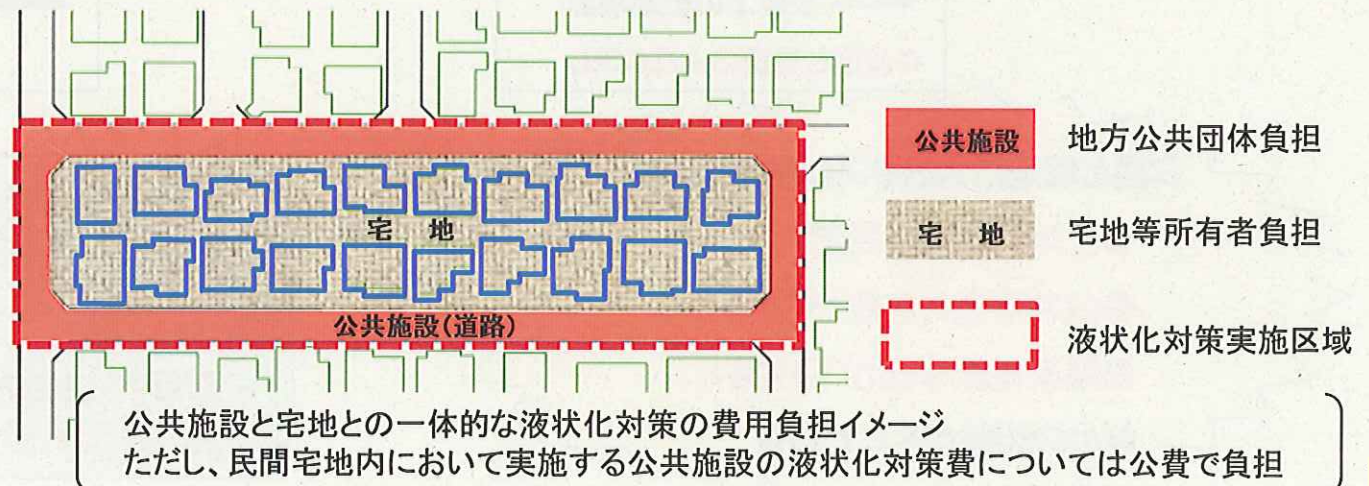
都道府県・市町村

事業実施主体

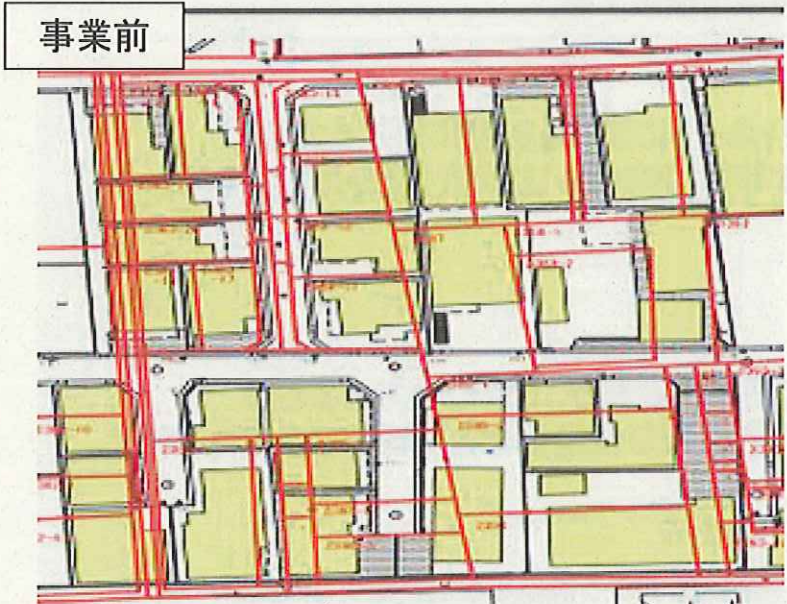
都道府県・市町村

補助率

国:1/2,地方公共団体:1/2



□ 地籍整備の緊急性が高い地域において、現状に合わせた状態で換地処分を行うなど、地籍の明確化を主な目的の一つとして土地区画整理事業を実施。



— 公図上の敷地境界
⇒ 公図と現況に大きなズレ



— 施行後の登記備付地図
の敷地境界

公図と現況に大きなズレがあるため

- 土地の売買が困難
- 公共事業の実施が困難
- 建築確認申請が下りない

などの問題が生じている

区画整理事業の換地手法の活用により、現況に合わせた状態で換地処分し、登記を変更

↓

登記所の地図と現況が一致し、土地の売買・活用や公共事業の実施が可能に。